**平成２６年（フ）第１３号**
岩手県下閉伊郡岩泉町小本字南中野221番地、旧住所岩手県下閉伊郡岩泉町小本字小本６番地２
債務者　上下テイ子
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
盛岡地方裁判所宮古支部
**平成２６年（フ）第１４０４号**
愛知県瀬戸市東松山町114番地の１
債務者　伊里さかゑ
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
**平成２６年（フ）第７４号**
松江市八雲町平原324番地
債務者　今岡　靖子
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
松江地方裁判所民事部
**平成２６年（フ）第１０２号**
松江市山代町614番地　宝谷第９号アパート914
債務者　畑　　幹男
1　決定年月日時　平成26年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
松江地方裁判所民事部
**平成２６年（フ）第６７５号**
愛知県知多郡武豊町大字冨貴字外前田36番地１　プリマリア南201号
債務者　森光　修示
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
**平成２６年（フ）第４０号**
山口県周南市大字安田１番地27市営三丘住宅Ｃ棟11号、住民票上の住所山口県光市大字塩田3725番地６
債務者　砂田　隆文
1　決定年月日時　平成26年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
山口地方裁判所周南支部
**平成２６年（フ）第２８２号**
川崎市宮前区野川2237番地　県営８―104
債務者　林　　正男
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係
**平成２６年（フ）第２９９号**
川崎市川崎区渡田山王町25番10号　スターウィン101
債務者　大西　信孝
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係
**平成２６年（フ）第３００号**
川崎市中原区小杉町１丁目529番地　ツリーベル武蔵小杉503
債務者　平澤　　誠
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係
**平成２６年（フ）第１５７号**
愛知県豊橋市神野新田町字ワノ割53番地２202
債務者　宮里　裕哉
1　決定年月日時　平成26年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月10日午後１時50分
名古屋地方裁判所豊橋支部
**平成２６年（フ）第１５９号**
愛知県豊橋市富士見台１丁目15番地２　10―1043Ｃ、従前の住所静岡県掛川市西大渕4340番地の３　雇用促進住宅１―301
債務者　杉山　久佳
1　決定年月日時　平成26年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月10日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部
**平成２６年（フ）第２６１号**
岡山市北区吉備津1395番地２
債務者　瀬本　弘志
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部
**平成２６年（フ）第３２０号**
岡山市北区中原193番地３
債務者　山川清太郎
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部
**平成２６年（フ）第３５２号**
岡山市北区野田５丁目15番11号
債務者　渡邉　恵子
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月18日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部
**平成２６年（フ）第１３４３号**
横浜市泉区岡津町197番地３
債務者　成澤　智惠（旧姓大畑）
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部
**平成２６年（フ）第１５８号**
北海道帯広市西12条北６丁目１番地６　グリーンハイツ啓北102号室
債務者　劔持　雅人
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係